八王子市

第五次特別支援教育推進計画
（令和８年度改訂）

令和８年度から 10 年度までの３か年における
重点的な取組について

令和８年(2026 年)３月改訂

八王子市教育委員会

あなたのみちを、あるけるまち。八王子

目　次

第１章　第五次特別支援教育推進計画の改訂にあたって

１　改訂の趣旨等・・・

第 1 章

第五次特別支援教育推進計画の改訂にあたって

第１章　第五次特別支援教育推進計画の改訂にあたって

１　改訂の趣旨等

【趣　旨】

現行「八王子市第五次特別支援教育推進計画」（以下、「第五次計画」という。）の計画期間が令和７年度をもって満了することから、本来であれば令和８年度を始期とする次期計画を策定するところである。

しかし、本市計画の上位計画にあたる「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第三次実施計画」が令和９年度をもって計画期間が満了し、新たな長期計画が令和１０年度からスタートすることから、社会状況の変化や国の方向性、東京都の動向等を踏まえた本市計画とするため、第五次計画の計画期間を令和１０年度まで３年間延長し、その期間において特定の課題に対して重点的に取り組むこととする。

【重点的な取組】

《特別支援学級（情緒障害・固定）の設置》

自閉症・情緒障害教育の充実に向けた学級環境や指導内容についての検討を行い、試行的に特別支援学級（情緒障害・固定）を設置する。

《検討が必要な項目》

・スケジュールの設定
・指導人材の育成方法
・入級条件の設定
・設置候補校の選定　等

《特別支援学級（知的障害）等の再編》

特別支援学級設置校の配置バランスや各学校の状況を踏まえ特別支援学級（知的障害）の再編を行うとともに、増加する特別支援教室の利用ニーズに対応できるよう、特別支援教室拠点校とその巡回グループを見直す。

《検討が必要な項目》

・配置校の地域的なバランス
・学校や地域の実情を踏まえた設置候補校の選定
・利用児童数の偏りの是正
・巡回グループの見直し・再編　等

2 改訂の基本的な考え方

第五次計画における「基本理念」及び「基本目標」は継承し、具体的な取組を継続する。重点的な取組とした「特別支援学級（情緒障害・固定）の設置検討」及び「特別支援学級（知的障害）等の再編」に関しては、基本目標の達成に向けた具体的な取組を追加する。

《基本理念》

周囲の人たちに支えられ、すべての子どもが障害の有無にかかわらず、共に学び、互いを尊重し、助け合い、社会で自立できるよう、育成する。

《基本目標１》特別支援教育を推進する体制の整備 【継続】

特別支援学級や特別支援教室、そして通常の学級を含む全ての市立小・中学校及び義務教育学校において、その児童・生徒の特性や障害に応じた適切な指導や学習の機会が得られるよう、教員の指導力の向上と学校における指導・支援体制の更なる充実を図り、インクルーシブな教育を推進する。

《基本目標２》特別支援学級・特別支援教室における特別支援教育の充実 【改訂】

特別支援学級における義務教育９年間を見通した指導体制の構築や特別支援学級及び特別支援教室拠点・巡回校の再編など、特別支援教育の体制の更なる充実を図る。

《基本目標３》共生社会の実現を目指した地域連携 【継続】

共生社会の実現に向けて、学校や関係機関、市の関係各課等と連携し、乳幼児期から学校卒業後の社会参加までの切れ目のない支援体制の構築を図るとともに、子どもたちを地域全体で支える仕組みづくりを推進する。

第 2 章

第五次特別支援教育推進計画（改訂）

第2章　第五次特別支援教育推進計画（改訂）

1 基本理念（継続）

周囲の人たちに支えられ、すべての子どもが障害の有無にかかわらず、共に学び、互いを尊重し、助け合い、社会で自立できるよう、育成する。

2 基本目標

本計画の基本理念の実現をめざし、以下の３つの基本目標を掲げ、具体的な取組を進めてまいります。

《基本目標１》 特別支援教育を推進する体制の整備 【継続】

特別支援学級や特別支援教室、そして通常の学級を含む全ての市立小・中学校及び義務教育学校において、その児童・生徒の特性や障害に応じた適切な指導や学習の機会が得られるよう、教員の指導力の向上と学校における指導・支援体制の更なる充実を図り、インクルーシブな教育を推進します。

《基本目標２》 特別支援学級・特別支援教室における特別支援教育の充実【改訂】

特別支援学級における義務教育９年間を見通した指導体制の構築や特別支援学級及び特別支援教室拠点・巡回校の再編など、特別支教育の体制の更なる充実を図ります。

《基本目標３》 共生社会の実現を目指した地域連携 【継続】

共生社会の実現に向けて、学校や関係機関、市の関係各課等と連携し、乳幼児期から学校卒業後の社会参加までの切れ目のない支援体制の構築を図るとともに、子どもたちを地域全体で支える仕組みづくりを推進していきます。

3 計画体系図（抜粋）

3 つの基本目標の達成に向けて具体的に取り組むために、第五次計画を次のように体系化しました。



Ⅰ 特別支援教育を推進する体制の整備

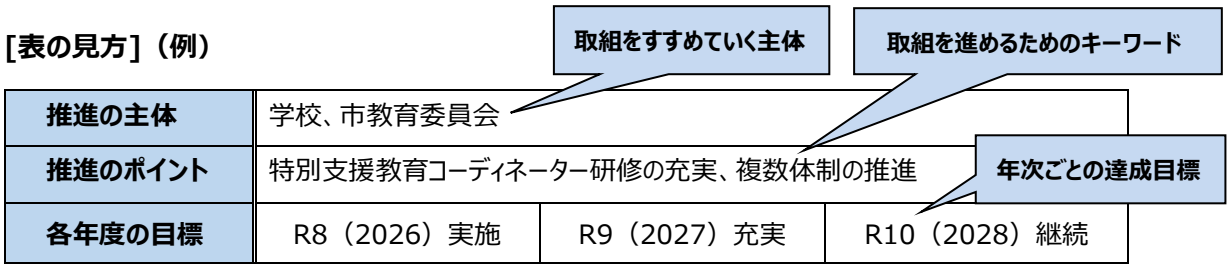
Ⅱ 特別支援学級・特別支援教室における特別支援教育の充実

- **1 特別支援学級・特別支援教室の再編と支援力の充実**
 - ①義務教育 9 年間を見通した特別支援学級の充実
 - ②【新規】自閉症・情緒障害特別支援学級の設置
 - ③【新規】特別支援学級（知的障害）、特別支援教室拠点校・巡回グループの再編
- **2 特別支援教室における指導の充実と支援力の向上**
 - ①特別支援教室における個々の特性に応じた指導の充実
 - ②市立小・中学校及び義務教育学校における特別支援教室専門員の支援力の向上

Ⅲ 共生社会の実現を目指した地域連携

4 施策と具体的な取組

[表の見方]（例）



推進の主体	学校、市教育委員会		
推進のポイント	特別支援教育コーディネーター研修の充実、複数体制の推進		
各年度の目標	R8（2026）実施	R9（2027）充実	R10（2028）継続

基本目標Ⅱ　特別支援学級・特別支援教室における特別支援教育の充実 【改訂】

特別支援学級における義務教育９年間を見通した指導体制の構築や特別支援学級及び特別支援教室拠点・巡回校の再編など、特別支援教育の体制の更なる充実を図ります。

成果指標名	現状値	目標値
特別支援教室を退級する児童・生徒のうち、当初の目標を達成するなど、適切な環境で支援等が受けられるようになった児童・生徒の割合	84.6% （令和６年度実績）	100% （令和 10 年度）

施策目標１　特別支援学級・特別支援教室の再編と支援力の充実

小中一貫教育を推進し、義務教育９年間を見通した特別支援学級における特別支援教育の更なる充実を図ります。また、通学圏等による特別支援学級のバランスを見直し、必要な再編を行います。

具体的な取組

①　義務教育９年間を見通した特別支援学級の充実

小学校第１学年から中学校第３学年及び義務教育学校第１学年から第９学年まで、義務教育９年間を見通した一貫した教育を図っていく中で、特別支援学級においても一人ひとりの障害や特性に応じた切れ目のない指導体制の構築を目指します。

推進の主体	市教育委員会、学校		
推進のポイント	小中一貫教育、切れ目のない指導体制の構築・充実		
各年度の目標	R8（2026）継続	R9（2027）充実	R10（2028）継続

≪**主な取組例**≫ ・義務教育９年間を見通した特別支援学級の切れ目のない指導体制の構築
・義務教育学校における一貫した指導体制の充実

② 【新規・重点取組】 自閉症・情緒障害特別支援学級の設置

自閉症・情緒障害教育の充実に向けた学級環境や指導内容についての検討を行い、令和１０年４月にパイロット校に自閉症・情緒障害特別支援学級を設置します。少人数による安定した学習環境を整備し、個々の特性に応じた専門的な指導・支援を行い、個々の強みを活かす教育を目指します。

推進の主体	市教育委員会		
推進のポイント	個々の特性に応じた専門的な指導（特に自立活動）の充実、教職員の専門性向上、多様な特性に配慮した施設環境の整備		
各年度の目標	R8（2026）検討	R9（2027）検討	R10（2028）実施

≪**主な取組例**≫ ・自閉症・情緒障害特別支援学級の開設に向けた入級条件等の設定
・学校施設の状況や地域のニーズを踏まえた設置校候補の決定
・自閉症・情緒障害特別支援学級における指導人材の確保・育成
・自閉スペクトラム症・情緒障害に配慮した教室環境等の整備

③ 【新規・重点取組】 特別支援学級（知的障害）、特別支援教室拠点校・巡回グループの再編

「地域の子どもは地域で育てる」という理念のもと、居住地域内で就学できる環境整備を進めるとともに、義務教育９年間を見通した継続的な支援体制を構築し、地域の実情に応じた特別支援学級・特別支援教室拠点校の配置等を行います。また、市内で特別支援学級等の需要が高まってきている地域についても、特別支援学級設置校の配置バランスや各学校の状況を踏まえた特別支援学級の新設、増加する特別支援教室の利用ニーズに応じた拠点校と巡回グループの見直しを行います。

推進の主体	市教育委員会		
推進のポイント	小中一貫教育、特別支援学級、特別支援教室拠点校・巡回校の再編		
各年度の目標	R8（2026）実施	R9（2027）実施	R10（2028）実施

≪**主な取組例**≫ ・小中一貫教育グループと連動した特別支援学級・拠点校の再編
・特別支援学級設置校の配置バランスや学校施設の状況などを踏まえた特別支援学級の再編
・利用児童・生徒数や地域の需要などに応じた拠点校と巡回校の再編

施策目標２　特別支援教室における指導の充実と支援力の向上

市立小・中学校及び義務教育学校に設置された「特別支援教室」における支援力を向上させ、一人ひとりの特性に応じた指導の充実を図ります。

具体的な取組

① 特別支援教室における個々の特性に応じた指導の充実

市立小・中学校及び義務教育学校に設置している特別支援教室において、巡回指導や特別支援教室専門員の配置、臨床発達心理士等による巡回訪問などを通して、障害の種別や一人ひとりの発達特性に応じた児童・生徒の指導の充実を図ります。また、通常の学級の児童・生徒に対する理解啓発や特別支援のけん引役を担えるような人材の育成を図ります。

推進の主体	市教育委員会、学校		
推進のポイント	特別支援教室拠点校（巡回指導教員）主任研修、ＬＤ(学習障害)、もしくはその傾向がある児童・生徒への支援の充実、多様な障害特性に対応するための教育指導体制の検討に向けた調査研究、デジタルの利活用、		
各年度の目標	R8（2026）継続	R9（2027）継続	R10（2028）継続

≪**主な取組例**≫　・特別支援教室拠点校（巡回指導教員）主任研修の実施
・巡回指導教員を対象としたLD（学習障害）、もしくはその傾向がある児童・生徒の理解と支援に関する研修の実施
・多様な障害特性に対応するための教育指導体制の検討に向けた調査研究の実施
・1人1台の学習用端末を活用した効果的な指導実践の共有と活用の促進

② 市立小・中学校及び義務教育学校における特別支援教室専門員の支援力の向上

市立小・中学校及び義務教育学校の特別支援教室の運営に携わる「特別支援教室専門員」（東京都公立学校会計年度任用職員）について、学校サポーターとの合同研修等を実施し、発達障害の理解を深め、各学校での支援力の更なる向上を図ります。

推進の主体	市教育委員会、学校		
推進のポイント	特別支援教室専門員研修（学校サポーターとの合同開催）		
各年度の目標	R8（2026）継続	R9（2027）継続	R10（2028）継続

≪**主な取組例**≫　・特別支援教室専門員の専門性と支援力の向上を図るための研修の実施

基本目標Ⅲ　共生社会の実現を目指した地域連携

共生社会の実現に向けて、学校や関係機関、市の関係各課等と連携し、乳幼児期から学校卒業後の社会参加までの切れ目のない支援体制の構築を図るとともに、子どもたちを地域全体で支える仕組みづくりを推進していきます。

施策目標１　市教育委員会と関連所管、関係機関による切れ目のない支援体制の構築

障害の有無にかかわらず、地域社会で共に支えあい、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、誰もが、乳幼児期から就学・進学・就労などの節目で困ることのないよう、引き続き「はちおうじっ子・切れ目のない支援事業」（通称：マイファイル）に取り組みます。

具体的な取組

①　市教育委員会と関係機関による特別支援教育のためのネットワークの推進

特別な支援が必要な子どもの早期発見・早期支援に向けて、市教育委員会と医療機関、都立特別支援学校、福祉施設、こども家庭センター、保健所、保健福祉センター、障害者福祉課、子どもの教育・保育推進課等による支援のための連携体制の充実を図ります。

推進の主体	市教育委員会		
推進のポイント	支援が必要な子どもたちを支えるネットワーク		
各年度の目標	R8（2026）継続	R9（2027）継続	R10（2028）継続

≪**主な取組例**≫　・「八王子市特別支援教育ネットワーク会議」の定期（年３回）開催
・「5歳児健康診査庁内検討会」及び「5歳児健康診査準備会」の開催

②　共生社会の実現を目指した特別支援教育の理解啓発の推進

特別支援教育について保護者や市民の皆さんの理解が深まるよう、定期的に開催している「特別支援教育地域講座」を継続して実施します。また、保護者グループや保育園・幼稚園、関係機関等を対象とした出前講座や各学校における公開講座を実施するとともに、マイファイル事業に取り組む関係各課や学校運営協議会との連携などを通じて啓発活動を継続して行います。

③　乳幼児期から社会参加までの切れ目のない支援体制の充実

障害の有無にかかわらず、地域社会で共に支え合い、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、市教育委員会と福祉部、医療保険部、子ども家庭部、産業振興部との相互連携に加え、保育園・幼稚園・認定こども園と小学校が連携を深めることにより、誰もが乳幼児期から就学・進学・就労などの節目で困ることのないよう、一人ひとりの特性に応じた「切れ目のない支援」を行う支援体制の充実を図ります。

また、はちおうじっ子マイファイルの情報を保護者と共有し、小学校から中学校、そしてその先へつなげていく学校生活支援シートについて各学校が確実に取り組み、それらの資料を保管、引き継いでいくサポートファイルの仕組みの構築を進めます。

更に、幼児教育・保育センターと連携し、市立小・中学校及び義務教育学校教員と幼稚教育・保育従事者

が共に学ぶ研修の実施等、幼児期から就学後にかけて切れ目のない支援体制を構築します。

推進の主体	市教育委員会、学校、はちおうじっ子マイファイル関係各課（障害者福祉課、保健福祉センター、子どものしあわせ課、子どもの教育・保育推進課、保育幼稚園課、産業振興推進課）		
推進のポイント	はちおうじっ子マイファイル、就学支援シート、保・幼・小連携、サポートファイル、幼児教育・保育センターとの共同事業		
各年度の目標	R8（2026）継続	R9（2027）継続	R10（2028）継続

≪主な取組例≫
- ・はちおうじっ子マイファイル利用の普及・啓発
- ・中学校卒業から高等学校等への進学、社会参加までを支援するマイファイルの活用推進
- ・各学校や総合教育相談室、就学相談室、巡回相談でマイファイルの取組を支えるサポートファイルの作成
- ・就学支援シートの活用による保・幼・小連携の推進
- ・「保・幼・小連携の日」に、保・幼・小各々の立場からの意見交換会を実施
- ・幼児教育・保育センターとの合同研修会をはじめとする共同事業の実施
- ・5歳児健康診査後のフォローアップ体制の整備

④ 特別な支援を必要とする児童・生徒の保護者に対する支援の充実

特別な支援が必要なお子さんの保護者には、安心して相談できる人や場所が必要かつ重要です。また、そうした場所は保護者の気持ちを支えるだけでなく、新しい情報や知識と出合う場でもあります。支援プログラムや場所を提供することで、こうした保護者の支援に取り組みます。

推進の主体	市教育委員会		
推進のポイント	保護者サロン、サロンセミナー		
各年度の目標	R8（2026）継続	R9（2027）継続	R10（2028）継続

≪主な取組例≫
- ・保護者サロンにおける専門家やペアレントメンターによるプログラムや相談・談話会の実施
- ・専門家によるセミナーやペアレントメンターによる就学を含めた発達障害に関わる子育ての体験談を提供するサロンセミナーを開催
- ・特別支援学校や特別支援学級等の案内動画の配信
- ・外部機関を活用した学校における保護者支援の促進
- ・5歳児健康診査後のフォローアップ、相談機会の設定

第 3 章

重点的な取組

取組１　特別支援学級（情緒障害・固定）の設置検討

取組２　特別支援学級（知的障害）等の再編

【取組 1】 特別支援学級（情緒障害・固定）の設置検討

1　設置の目的

（1）特性に応じた教育環境の提供（心理的安定の確保）

自閉症スペクトラム症や情緒障害のある児童・生徒が、安心して学べる環境を整備する。

（2）インクルーシブな教育の推進

集団生活や学習に困難を抱える児童・生徒に対して、個別に必要な支援を行い、個々の強みを生かす教育を進める。また、障害の有無にかかわらず、交流や共同学習を通じて共に学び合う機会を確保する。

（3）教職員の指導力の向上と支援体制の強化

専門的な支援体制を整えることで、児童生徒に対する理解力を高める。

2　背景・課題認識

（1）発達障害児童・生徒の増加

自閉スペクトラム症（ASD）や情緒障害（選択性かん黙）の診断件数や通常学級での学習等に不安を抱える児童・生徒が増加している。

（2）インクルーシブ教育の推進

国は「共生社会の実現」に向けて、障害のある子どもも可能な限り通常の学級で学べるよう支援を強化するとともに、「インクルーシブ教育システム」の構築を進め、通常学級、特別支援教室、特別支援学級、特別支援学校など、多様な学びの場の整備が進められている。

（3）教育現場のニーズ

通常の学級では、情緒障害のある児童・生徒に対する個別対応が必要であるにもかかわらず、情緒面の不安定さに対応する時間が不足し、十分な指導ができていない。そのことから他の児童への影響も大きく、専門的な支援体制の整備が求められている。

（4）保護者からの要望の高まり

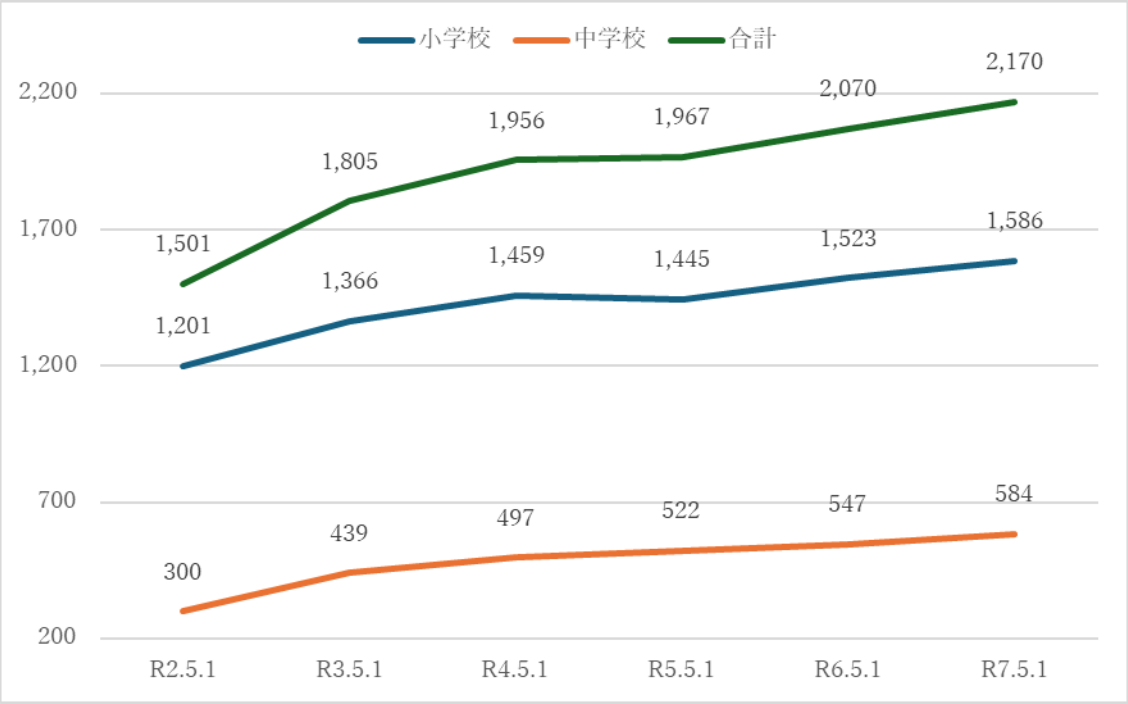
安心して過ごせる環境と、専門的な支援により、本人の特性に合った学びの場を求める声が増加し、特別支援教育への期待が高まっている。

3　現状把握

（1）情緒障害学級（固定）の設置状況　（令和 6 年度）

区分	設置	未設置
多摩地区	23	7
特別区	13	10

（2）特別支援教室利用児童・生徒数の推移



	R2.5.1	R3.5.1	R4.5.1	R5.5.1	R6.5.1	R7.5.1
小学校	1,201	1,366	1,459	1,445	1,523	1,586
中学校	300	439	497	522	547	584
合計	1,501	1,805	1,956	1,967	2,070	2,170

４　自閉症・情緒障害学級設置に向けた具体策

次の内容を基に、就学相談や教員研修、教員育成を行う。

（１）入級対象となる障害

自閉スペクトラム症、情緒障害（選択性かん黙）

（２）入級対象

以下のア及びイに該当する児童・生徒

ア　知的発達の遅れがなく、次の（ア）または（イ）に該当する者

（ア）自閉症またはそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である。

（イ）主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である。

イ　　次の（ア）または（イ）に該当する者

（ア）八王子市立小・中学校に在籍し、特別支援教室において一定期間指導を受けても課題の改善・克服が困難であると、八王子市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が判断したもの。

（イ）通常の学級または知的障害特別支援学級から、自閉スペクトラム症もしくは情緒障害を理由とした転学が適当であると、教育委員会が判断したもの。

（３）入級時期

就学相談を行い翌年度の４月１日からの入級とする。

入級はその年度の当初、学級編制による児童・生徒のみとし、原則、年度途中の転学は行わない。

（４）入級条件の確認

条件	確認方法
知的発達の遅れがない	発達検査 発達検査はWISC-ⅣまたはⅤ、もしくは田中ビネーで受検後２年以内のもの。 １年生は満５歳以降に受検されたもの。
自閉スペクトラム症である	医師の診断記録 児童・生徒名、診断名、作成年月日、病院名、主治医、服薬の有無がわかるものであれば定型の様式でなくても可とする。
情緒障害（心理的な要因による選択性かん黙等）である	

他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である	在籍校や特別支援教室での指導効果、就学相談における行動観察等 就学相談の申し込みは、原則、学年をまたがず当該学年の４～8月末まで。 12 月中に調整会議を終了し、翌年４月から入級とする。

（５）学級運営に必要な人材

ア　専門的知識とスキルのある人材

（ア）自閉スペクトラム症・情緒障害の特性理解

行動特性や心理面の理解、合理的配慮の知識を有する。

（イ）個別の指導計画（IEP）作成力

学習・生活両面で適切な目標設定と支援方法を立案できる。

イ　実践力と柔軟性のある人材

（ア）環境調整力

教室環境を児童・生徒の状態に合わせて工夫できる。

（イ）行動問題への対応力

ポジティブ行動支援や危機対応のスキルを備えている。

ウ　コミュニケーション力のある人材

（ア）保護者との連携

信頼関係を築き、情報共有を円滑に行う。

（イ）校内チームとの協働

コーディネーターや学校サポーター、指導補助員、管理職と連携して対応する。

エ　継続的学びの姿勢のある人材

・専門研修や授業研究に積極的に参加し、最新の知見を取り入れる。

・ICT や教材の活用にも前向きな姿勢をもつ。

オ　保護者、教員、支援者に対して理解教育推進ができる人材

（６）人材の確保

ア　採用・配置の仕組みづくり

（ア）教員の確保

・公募異動やキャリア採用で特別支援教育経験者を優先する。

・開設の一定期間前には担当教員を決定し、開設準備にも従事する。

（イ）補助スタッフの採用

臨床心理士や SSW（スクールソーシャルワーカー）など会計年度任用職員（専門職）を募集する。

イ　校内体制の整備

（ア）特別支援教育コーディネーターの質の向上

校内で調整役を明確化し、教員や管理職などとの連携を強化する。

（イ）支援チームの組織化

個人の力量に任せず、管理職、担当教員、スクールカウンセラーなどを含むチーム支援を行う。

ウ　専門性の担保

・「特別支援教育研修履歴」や資格を把握する。

・開設前から、受講希望者に対して自閉スペクトラム症・情緒障害対応の研修を実施する。

エ　継続的なサポート

・巡回指導員やアドバイザー制度を導入し、現場を支援する。

・校内外で事例共有や授業研究を定期的に開催する。

（７）教員育成の方法とステップ

ア　育成の目的

自閉スペクトラム症・情緒障害の特性を理解し、適切な支援・指導ができる教員を育てる。

イ　教員育成の段階

（ア）基礎・基本の理解

・発達障害全体への基礎知識を取得する。

・自閉スペクトラム症・情緒障害特有の特性を理解する。

（イ）研修・セミナーへの参加

外部研修や基礎セミナーなど、継続的に参加し、知識や経験を蓄積する。

（ウ）実践研修や OJT の導入

・個別の指導計画立案スキルを習得する。

・OJT（職場内研修）による育成を図る。

・特別支援学校と通常学校間の人事交流を行う。

（エ）継続的な振り返りと専門性向上

・授業研究と協議の場へ参加する。
・校内外の連携体制を構築する。
・資格取得・認定制度を活用する。

（８）教室環境等の整備

学級の設置に向け、特性に配慮した環境整備を行う。

ア　感覚への配慮例

必要に応じて、音や温度に対する自閉症等の特有の感覚に配慮して施設整備する。
（ア）照明：蛍光灯のちらつきが苦手な児童には、間接照明や調光機能付きライトなどを使用する。
（イ） 音環境：防音マットや吸音パネルを設置する。イヤーマフを活用する。
（ウ） 温度・匂い：空調管理や換気を徹底する。芳香剤などは避ける。

イ　行動特性や情緒障害の状態に応じた配慮例

必要に応じて、“パニック”などが生じた際のクールダウンを促進する空間を確保する。
パーテーションで仕切り「静かに過ごす」「一人になれる」環境を確保する。
また、トランポリンやハンモックなど、動いていると落ち着くケースもあるため、必要に応じて動のスペースも確保する。

ウ　認知特性に応じた配慮例

必要に応じて、室内等の刺激を減らし、集中力を高め、分かりやすい校内表示、日課の表示など、自閉スペクトラム症・情緒障害の特性にあった施設整備を行う。
（ア） スケジュール表（一日の流れを見える化）
（イ） 手順カード（活動の順番を示す）
（ウ） 感情カード（自分の気持ちを表現するツール）
このほか、ホワイトボードやマグネットボードを活用して、柔軟に変更可能な掲示物を設置する。

エ　教室のレイアウト工夫案

（ア） 個別スペースの確保：机を離して配置、パーテーションで区切る。
（イ） 刺激の少ない壁面：掲示物は必要最低限にし、落ち着いた色にする。

オ　安全対策例

（ア） 家具の角の保護：クッション材を使用する。
（イ） 避難経路の確保：パニック時にも安全に避難できるようにする。
（ウ） 危険物の管理：文具や教材の収納方法を工夫する。

（９）設置校候補の選定

今後、市内の小中学校に複数設置することを前提に設置校の選定を行う。

ア　地域バランス

地理的に偏りがないように設置する。

イ　既存の特別支援学級等の有無

既に知的障害固定学級設置校や特別支援教室拠点校は、支援体制が整っている可能性が高く、設置候補になりやすい。

ウ　施設の空き状況・改修可能性

空き教室の有無、改修工事のしやすさ、バリアフリー対応などが考慮される。

エ　通学の利便性・安全性

保護者による送迎が必要な場合もあるため、交通アクセスや通学路の安全性も踏まえて選定する。

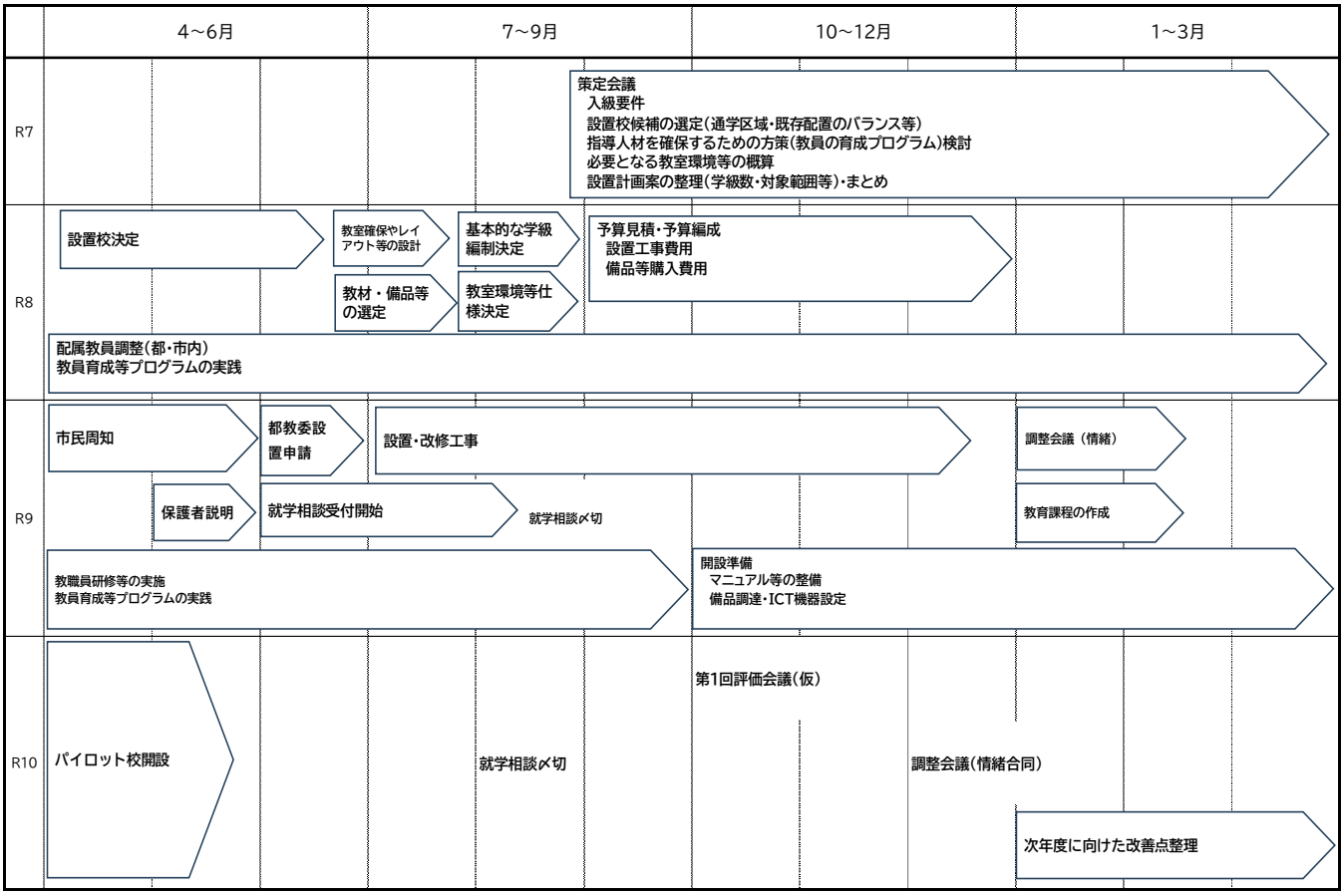
オ　児童生徒数の推移とニーズ

入級希望者数の増加傾向がある地域では、早期の設置が求められる。

※候補校選定の進め方（例）

ステップ	内容
現在の特別支援学級等設置状況の把握	特別支援学級（知的障害）・特別支援教室拠点校の設置状況を確認
地域ニーズの分析	就学相談件数、特別支援教室利用者数などを考慮
校舎・施設の調査	空き教室、改修可能性、通学環境等の把握
教職員体制の確認	特別支援教育経験者の配置状況の確認
教育委員会事務局内での検討	設置方針、予算、改修計画など踏まえて総合的に判断

5　開設に向けた主な取組とスケジュール（3 年間の工程表）



【取組2】 特別支援学級(知的障害)等の再編

1　目的

「地域の子どもは地域で育てる」という理念のもと、居住地域で就学できる環境整備を推進するとともに、義務教育 9 年間を見通した継続的な支援体制を構築し、地域の実情に応じた特別支援学級・教室の配置等を行う。

2　現状把握

（1）特別支援学級（知的障害）再編の基本計画

ア　6圏域及び38の小中一貫教育グループに基づき、14の特別支援学級ブロックを設定する。

　未設置の特別支援学級ブロックを新設することで、居住する特別支援学級ブロック内の学校に通える環境を整備する。

イ　特別支援学級の需要が高まっている特別支援学級ブロックにおいて、特別支援学級の配置のバランスを見直し、再編を図る。

（2）特別支援学級ブロックの設定

本市が設定する6圏域(北部地域、西部地域、西南部地域、中央地域、東南部地域、東部地域)及び 38 の小中一貫教育グループに基づき、14の特別支援学級ブロックを設定する。
(北部①、北部②、西部①、西部②、西部③、西南部①、西南部②、中央部①、中央部②、中央部③、東南部①、東南部②、東部①、東部②)

（3）特別支援学級（知的障害）設置状況

ア　小学校の設置状況　知的障害（固定制）学級設置校　２８校

第一小学校	第二小学校	第三小学校	第五小学校	いずみの森義務教育学校(前期)
第七小学校	中野北小学校	高倉小学校	宇津木台小学校	横山第一小学校
散田小学校	長房小学校	元八王子小学校	上壱分方小学校	横川小学校
陶鎔小学校	川口小学校	加住小学校	由井第三小学校	長沼小学校
七国小学校	東浅川小学校	松が谷小学校	宮上小学校	秋葉台小学校
別所小学校	愛宕小学校	長池小学校		

イ　中学校の設置状況　知的障害（固定制）学級設置校　１９校

第一中学校	第二中学校	いずみの森義務教育学校(後期)	第四中学校	第六中学校
長房中学校	椚田中学校	元八王子中学校	川口中学校	楢原中学校
加住中学校	由井中学校	打越中学校	七国中学校	陵南中学校
松が谷中学校	由木中学校	宮上中学校	別所中学校	

（４）特別支援教室拠点校・巡回校のグループ

ア　小学校の設置状況　特別支援教室拠点校　２５校

拠点校	巡　回　校	拠点校	巡　回　校
第二小学校	第一小学校	松枝小学校	清水小学校、上川口小学校、川口小学校
第三小学校	山田小学校、第七小学校	片倉台小学校	由井第二小学校、みなみ野小学校、由井第三小学校
第八小学校	高倉小学校、大和田小学校	高嶺小学校	中山小学校、みなみ野君田小学校、七国小学校
第九小学校	第十小学校、中野北小学校	浅川小学校	東浅川小学校、館小学校、第五小学校
船田小学校	城山小学校	松が谷小学校	秋葉台小学校
椚田小学校学校	緑が丘小学校、横山第一小学校、散田小学校	南大沢小学校	別所小学校、柏木小学校
元木小学校	美山小学校、恩方第一小学校、恩方第二小学校	宮上小学校	愛宕小学校、長池小学校
楢原小学校	陶鎔小学校、上壱分方小学校	下柚木小学校	由木中央小学校、松木小学校
由井第一小学校	長沼小学校、第四小学校、いずみの森義務教育学校	上柚木小	由木西小学校
加住小中学校	巡回除外校	高尾山学園	巡回除外校
小宮小学校	宇津木台小学校	長房小学校	横山第二小学校、横川小学校
元八王子小学校	元八王子東小学校、弐分方小学校	鑓水小学校	巡回除外校
鹿島小学校	由木東小学校		

イ　中学校の設置状況　特別支援教室拠点校　１０校

拠点校	巡　回　校	拠点校	巡　回　校
第二中学校	第四中学校、甲ノ原中学校、楢原中学校、横川中学校	浅川中学校	横山中学校、長房中学校、館中学校、陵南中学校
いずみの森義務教育学校	第六中学校、打越中学校、由井中学校	南大沢中学校	松木中学校、松が谷中学校、別所中学校
ひよどり山中学校	第一中学校、第五中学校、石川中学校	椚田中学校	第七中学校、みなみ野中学校、七国中学校
四谷中学校	元八王子中学校、城山中学校、恩方中学校、川口中学校	上柚木中学校	鑓水中学校、中山中学校、由木中学校、宮上中学校
加住中学校	巡回除外校	高尾山学園	巡回除外校

３　再編の考え方

（１）圏域とブロックを活かした配置の適正化

市域を複数ブロックに分け、「特別支援学級」「特別支援教室拠点校」「巡回校」をバランスよく配置し、地域内で就学できる環境を目指す。

（２）小中一貫教育グループとの連動

38 グループを活用し、同一グループ内に特別支援学級と拠点校を配置する。

（３）児童・生徒数、ニーズ等に応じた配置の推進

未配置の地域や特に需要が増加する地域へ学級を重点的に配置する。

（４）利用児童・生徒数等の偏りの是正

利用児童・生徒数の偏り等を踏まえ、拠点校の新設や巡回グループの見直しを行う。

（５）通学負担の軽減と安全確保

アクセス（通学距離・登下校の安全性・公共交通機関等）を考慮した再編を進める。

（６）継続的な検証

再編後も検証を続け、持続可能で実効性のある環境を整備する。

4 再編に向けた具体策

（1）本市義務教育学校における特別支援教育の在り方

義務教育学校9年間の一貫した指導体制に合わせて、特別支援学級（知的障害）についても、通常の学級と同様に学区を選択除外とし、一貫した指導体制を構築する。

特別支援教室については巡回除外校とし、前期課程及び後期課程を拠点校とすることで、発達障害の個別指導・小集団指導についての一貫した指導体制を構築する。

今後、新たに義務教育学校を設置した場合も同様とする。

（2）特別支援学級（知的障害）、拠点校・巡回グループ再編

ア　小学校

【特別支援学級（知的障害）の新設】

新設：いずみの森義務教育学校（前期課程）を選択除外とした場合の周辺地域小学校における特別支援学級希望者の受け入れ先の設定

【拠点校の新設】

新設：たがの杜小中学校（第二小）巡回除外により第一小を巡回する学校の設置

いずみの森義務教育学校（前期課程）：義務教育学校のため新設

【巡回グループ再編】

たがの杜小中学校（第二小）：巡回除外校

由井第一小学校：いずみの森義務教育学校（前期課程）を令和9年度から巡回校から除外

拠点校・巡回校

拠点校	巡　回　校	拠点校	巡　回　校
第三小	山田小、第七小	**加住小中（小）**	巡回除外
第八小	高倉小、大和田小	**片倉台小**	由井第二小、由井第三小
小宮小	宇津木台小	**高嶺小**	中山小、七国小
第九小	十小、中野北小	**みなみ野君田小**	みなみ野小
松枝小	清水小、上川口小、川口小	**浅川小**	東浅川小、館小、第五小
長房小	横川小、横山第二小	**松が谷小**	秋葉台小
船田小	城山小	**鹿島小**	由木東小
椚田小	緑が丘小、横山第一小、散田小	**南大沢小**	別所小、柏木小

拠点校	巡　回　校	拠点校	巡　回　校
元木小	美山小、恩方第一小、恩方第二小	**宮上小**	愛宕小、長池小
元八王子小	元八王子東小、弐分方小	**下柚木小**	由木中央小、松木小
楢原小	陶鎔小、上壱分方小、	**上柚木小**	由木西小
由井第一小	長沼小、第四小	**鑓水小**	巡回除外
新設	第一小	**高尾山学園**	巡回除外
		いずみの森前期	巡回除外
		たがの杜(二小)	巡回除外

イ 中学校

【特別支援学級（知的障害）の新設】

新設:たがの杜小中学校(第四中)を選択除外とした場合の周辺地域中学校における特別支援学級(知的障害)希望者の受け入れ先の設定

【拠点校の新設】

たがの杜小中学校（第四中）:義務教育学校のため新設

新設:いずみの森義務教育学校(後期課程)の巡回除外に伴い、第六中、打越中、由井中の3校のうち1校を拠点校として新設

【巡回グループ再編】

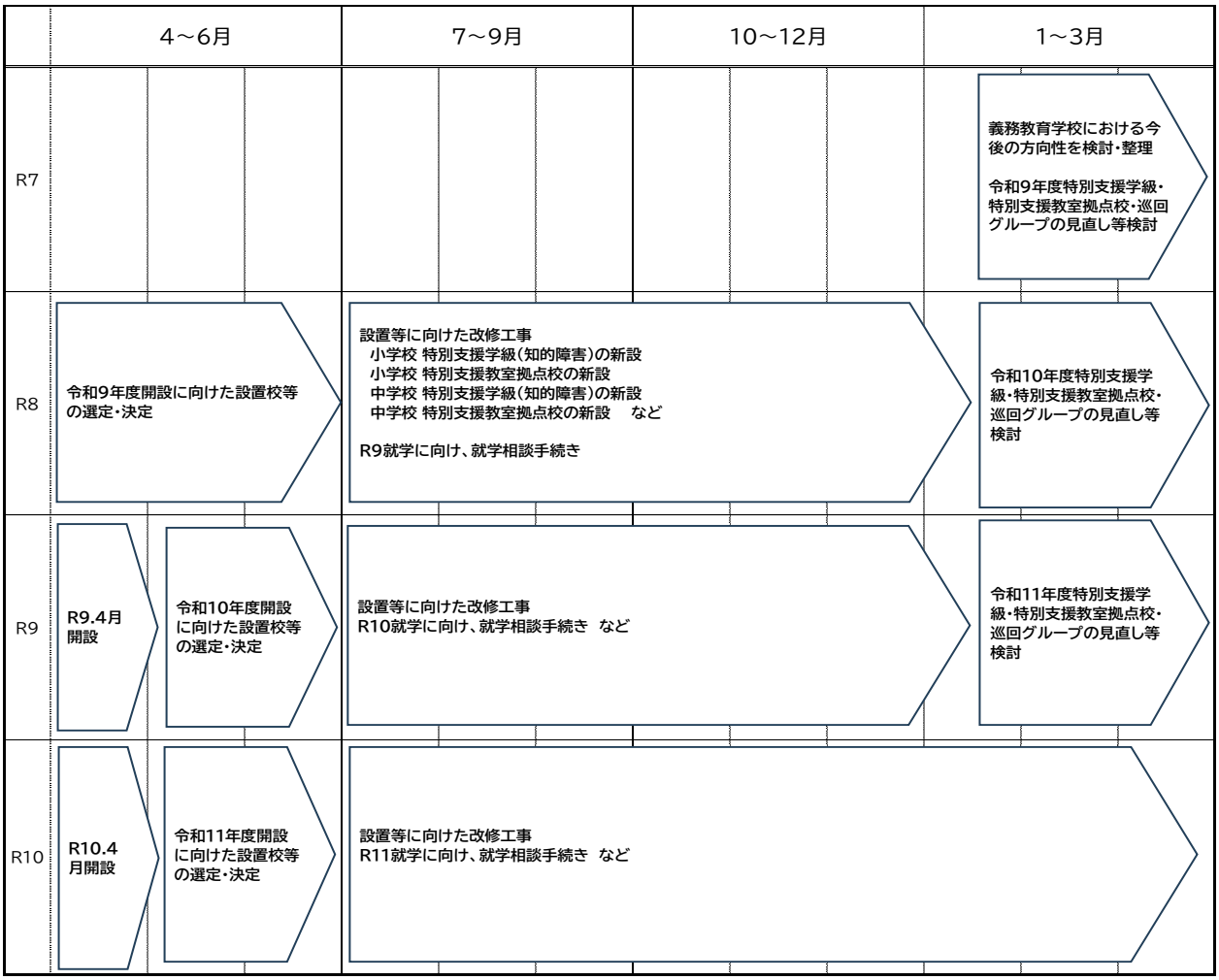
いずみの森義務教育学校（後期課程）:義務教育学校のため巡回除外校。第六中、打越中、由井中で新たにグループ化する。

第二中学校:たがの杜小中学校(第四中)を巡回校から除外

拠点校	巡　回　校	拠点校	巡　回　校
第二中	楢原中、甲ノ原中、横川中	**加住小中(中)**	巡回除外
いずみの森後期	巡回除外	**浅川中**	横山中、館中、長房中、陵南中
ひよどり山中	第一中、第五中、石川中	**南大沢中**	松木中、松が谷中、別所中
椚田中	第七中、みなみ野中、七国中	**上柚木中**	鑓水中、中山中、由木中、 宮上中
四谷中	城山中、川口中、恩方中、 元八王子中	**高尾山学園**	巡回除外
新設	第六中、打越中、由井中	**たがの杜(四中)**	巡回除外

5　特別支援学級（知的障害）等の再編に向けた主な取組とスケジュール

（3 年間の工程表）



その他

第五次特別支援教育推進計画（改訂）策定会議

（八王子市第五次特別支援教育推進計画（改訂）策定会議設置要綱）

（設置の目的）

第１条　八王子市第五次特別支援教育推進計画の改訂に必要となる事項を検討するため「八王子市第五次特別支援教育推進計画（改訂）策定会議」（以下「策定会議」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（検討事項）

第２条　策定会議は、次に掲げる事項について意見または助言を行う。

⑴　特別支援学級（情緒障害・固定）の設置に向けた全体スケジュールや教員の育成、学級環境の整備等の取組みに関すること。

⑵　特別支援学級設置校の配置バランスや各学校の状況を踏まえた特別支援学級（知的障害）の再編に関すること。

⑶　増加する特別支援教室の利用ニーズを踏まえた特別支援教室拠点校とその巡回グループの見直しに関すること。

⑷　そのほか、現行計画における継続的に取り組む今後３年間の具体的な特別支援教育施策に関すること。

（構成）

第３条　策定会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

（任期）

第４条　策定委員の任期は、策定会議設置日から令和８年(2026 年)３月３１日までとする。

（会議）

第５条　策定会議は学校教育部長が招集し、座長を務める。

２　学校教育部長は正当な理由により委員が欠席する場合、当該委員が指名した者を代理者として認めることがで

きる。

3　学校教育部長は、必要と認めたときは、関係者の出席を求めることができる。

（庶務）

第６条　策定会議の庶務は、学校教育部教育指導課において執り行う。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、当該会議の運営に関し必要な事項は、学校教育部長が別に定める。

附　則

この要綱は、決定次第施行し、第２条に定める事項の完了をもって廃止する。

別表（第３条関係）

学識経験者（アドバイザー）
医療・療育機関　関係者
都立特別支援学校長
就学前機関（私立保育園）関係者
市立小・中・義務教育学校長
福祉部　障害者支援担当課長
健康医療部　保健対策課長
子ども家庭部　子どもの教育・保育推進課長
子ども家庭部　こども家庭センター館長
学校教育部長
学校教育部　統括指導主事
学校教育部　特別支援・情報教育担当課長

第五次特別支援教育推進計画（改訂）策定会議　委員名簿

NO	区　　分	役　　職	氏　　名
1	学識経験者 （アドバイザー）	明星大学教育学部教授	ホシヤマ　アサギ 星山　麻木
2	医療・療養機関	島田療育センターはちおうじ　副所長	アユザワ　コウイチ 鮎澤　浩一
3	都立特別支援学校	都立八王子西特別支援学校　校長	サカグチ 坂口　しおり
4	就学前機関	認定こども園せいび　園長	オリイ　セイジ 折井　誠司
5	市立小学校	八王子市立　長池小学校　校長	イトウ　ミツ ノリ 伊藤　慎敬
6	市立小学校	八王子市立　椚田小学校　校長	ヒラタ　エイイチロウ 平田　英一郎
7	市立中学校	八王子市立　椚田中学校　校長	セキヤマ　カズキ 関山　一樹
8	市立中学校	八王子市立　南大沢中学校　校長	オギハラ　タカユキ 荻原　隆行
9	福祉部	障害者支援担当課長	ナガイ　マサハル 長井　優治
10	健康医療部	保健対策課長	アラカワ　ヤスオ 荒川　泰雄
11	子ども家庭部	子どもの教育・保育推進課長	ヤマダ　ヒカル 山田　光
12	子ども家庭部	こども家庭センター館長	ヨシモト　トモヒロ 吉本　知宏
13	学校教育部	部長（座長）	マツド　カズヒロ 松土　和広
14	学校教育部	統括指導主事（教育施策担当）	シムラ　リョウスケ 志村　亮介
15	学校教育部	統括指導主事（研修研究担当）	フクシマ　ユウコ 福島　裕子
16	学校教育部	学校施設課長	ヒライ　トモヤ 平井　智也
17	学校教育部 （事務局）	特別支援・情報教育担当課長	エンドウ　テツヤ 遠藤　徹也

第五次特別支援教育推進計画（改訂）策定会議　スケジュール

回	開催日程	内　　容
第１回	令和７年８月２９日（金）	計画の改訂について（趣旨説明） ・重点的な取組 ・今後のスケジュール　等
第２回	令和７年 10 月 20 日（月）	特別支援学級（情緒障害・固定）の設置検討 ・全体スケジュールの設定 ・入級の条件　等
第３回	令和７年 11 月 18 日（火）	特別支援学級（情緒障害・固定）の設置検討（継続） 特別支援学級（知的障害・固定）の配置再編 ・学校や地域の実情を踏まえた配置バランス 特別支援教室拠点校・グループの再編 ・利用児童数の平準化　等
第４回	令和８年１月 16 日（金）	計画（改訂）案の作成 ・意見まとめ
第５回	令和８年２月２７日（金）	計画（改訂）案の完成

【年間スケジュール～計画（改訂）完成までの流れ】

令和７年８月　策定会議の設置、改訂の概要、情報共有

９月～１２月　重点的な取組の検討、具体的事業設計と実施手法の検討

令和８年１月～２月　改訂案作成

３月　計画（改訂）決定

４月　計画（改訂）実施

八王子市第五次特別支援教育推進計画

（令和８年度改訂）

令和８年（2026 年）３月

発　行　八王子市教育委員会

編　集　八王子市学校教育部教育指導課

〒193-0832　八王子市散田町 2-37-1

TEL　042-664-1135（直通）／ Fax　042-662-2988

mail　b302700@city.hachioji.tokyo.jp

あなたのみちを、あるけるまち。八王子